

一問一答 刑法 改訂七版 上巻

■ p.159 没収 **4**解説

4の解説を、以下のとおり差し替えます。

供用物件（刑法19条1項2号）には、逃走を容易にし、逮捕を免れ、又は犯罪の成果を確保する等、実行行為と密接な関連のある行為に使用した物も含まれる（最決平30・6・26）。なお、当該SDカードは、性的姿態撮影等処罰法2条1項の罪の生成物件（刑法19条1項3号）としても没収可能である。